

鴨川市水道事業給水条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 7 年 3 月 7 日

鴨川市長 長谷川 孝夫

鴨川市条例第 14 号

鴨川市水道事業給水条例の一部を改正する条例

鴨川市水道事業給水条例（平成 17 年鴨川市条例第 146 号）の一部を次のように改正する。

第 14 条の 3 第 1 号中「の土木工学科若しくはこれに相当する課程において衛生工学若しくは水道工学に関する学科目を修めて卒業した後、」を削り、「において土木工学科若しくは」を「において土木工学科又は」に、「2 年以上」を「1 年 6 月以上」に改め、同条第 2 号中「の土木工学科」を削り、「これ」を「旧大学令による大学において機械工学科若しくは電気工学科又はこれら」に改め、「において衛生工学及び水道工学に関する学科目以外の学科目」を削り、「3 年」を「2 年」に改め、同条第 3 号中「よる専門学校」の次に「（次号において「短期大学等」という。）」を、「修了した後」の次に「。次号において同じ。」を加え、「5 年」を「2 年 6 月」に改め、同条第 8 号中「1 年」を「6 月」に改め、同号を同条第 10 号とし、同条第 7 号中「若しくは第 2 号に規定する課程及び学科目又は第 3 号若しくは第 4 号」を「から第 6 号まで」に改め、「又は学科目」を削り、同号を同条第 9 号とし、同条第 6 号中「2 年」を「1 年 6 月」に改め、同号を同条第 8 号とし、同条第 5 号中「10 年」を「5 年」に改め、同号を同条第 7 号とし、同号の前に次の 1 号を加える。

（6） 高等学校等において機械科若しくは電気科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した後、4 年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

第 14 条の 3 第 4 号中「よる中等学校」の次に「（次号において「高等学校等」という。）」を加え、「7 年」を「3 年 6 月」に改め、同号を同条第 5 号とし、同条第 3 号の次に次の 1 号を加える。

（4） 短期大学等において機械科若しくは電気科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した後、3 年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

第 14 条の 3 に次の 1 号を加える。

（11） 建設業法施行令（昭和 31 年政令第 273 号）第 37 条第 1 項及び第 2 項の規定による土木施工管理に係る 1 級の技術検定に合格した者であって、1 年 6 月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有するもの

第 14 条の 4 第 1 号を次のように改める。

（1） 前条第 1 号、第 3 号又は第 5 号に規定する学校において土木工学科若しくは土木科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した後（学校教育法による専門職大学の前期課程にあつては、修了した後。次号及び第 4 号において同じ。）、同条第 1 号に規定する学校を卒業した者については 1 年 6 月以上、同条第 3 号に規定する学校を卒業した者（同法による専門職大学の前期課程にあつては、修了した者。次号及び第 4 号において同じ。）については 2 年 6 月以上、同条第 5 号に規定する学校を卒業した者については 3 年 6 月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

第 14 条の 4 第 2 号中「前条第 1 号、第 3 号及び第 4 号」を「前条第 1 号、第 3 号又は

第5号」に改め、「土木工学以外の」を削り、「に関する学科目又はこれらに相当する学科目」を「の課程又はこれらに相当する課程（土木工学科及び土木科並びにこれらに相当する課程を除く。）」に改め、「(学校教育法による専門職大学の前期課程にあっては、修了した後)」を削り、「4年」を「2年」に改め、「(同法による専門職大学の前期課程にあっては、修了した者)」を削り、「6年」を「3年」に、「同条第4号」を「同条第5号」に、「8年」を「4年」に改め、同条第3号中「10年」を「5年」に改め、同条第4号中「前条第1号、第3号及び第4号」を「前条第1号、第3号又は第5号」に、「学科目」を「課程」に改め、「(学校教育法による専門職大学の前期課程にあっては、修了した後)」を削り、「5年」を「2年6月」に改め、「(同法による専門職大学の前期課程にあっては、修了した者)」を削り、「7年」を「3年6月」に、「同条第4号」を「同条第5号」に、「9年」を「4年6月」に改め、同条第5号中「外国の学校において」の次に「第1号若しくは」を加え、「学科目」を「課程」に改め、同条に次の2号を加える。

- (7) 技術士法第4条第1項の規定による第2次試験のうち上下水道部門に合格した者（選択科目として上水道及び工業用水道を選択したものに限る。）であって、6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有するもの
- (8) 建設業法施行令第37条第1項及び第2項の規定による土木施工管理に係る1級の技術検定に合格した者であって、1年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有するもの

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。